

平成 25 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成 25 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもの。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2 か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1 か所にしき提出することができません。)

2 か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

扶

|                                |                                   |                                                    |                |
|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------|----------------|
| 所轄税務署長等<br>税務署長<br>板橋区<br>市町村長 | 給与の支払者の名称(氏名)<br>株式会社〇〇〇〇         | (フリガナ)<br>あなたの氏名<br>佐藤和夫                           | 世帯主の氏名<br>佐藤和夫 |
|                                | 給与の支払者の所在地(住所)<br>東京都千代田区霞が関3-1-1 | 生年月日<br>昭和36年3月20日<br>あなたの住所又は居所<br>東京都板橋区大山東町35-1 | あなたとの続柄<br>本人  |

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合は、この申告書の「主たる給与から」の各欄に記入する必要はありません。

| 区分等                               | 氏名     | あなたとの続柄 | 生年月日       | 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和19.1.1以前生) | 特定扶養親族(平成31.1.1以後生) | 住所又は居所         | 平成25年中の所得の見積額 | 異動月日及び事由(平成25年中に異動があった場合に記載してください。) |
|-----------------------------------|--------|---------|------------|--------------------------------|---------------------|----------------|---------------|-------------------------------------|
| A 主たる給与から<br>控除対象配偶者              | 佐藤洋子   | 妻       | 昭和39.11.7  |                                |                     | 東京都板橋区大山東町35-1 | 70,000円       |                                     |
| B<br>控除対象扶養親族(16歳以上(平成10.1.1以前生)) | 1 〃 守子 | 子       | 昭和42.4.4   | 同居・その他                         |                     |                | 0             |                                     |
|                                   | 2 〃 茂子 | 子       | 昭和49.3.30  | 同居・その他                         |                     |                | 0             |                                     |
|                                   | 3 〃 隆雄 | 父       | 昭和40.5.8   | 同居・その他                         |                     |                | 0             |                                     |
|                                   | 4 〃    |         | 昭和40.5.8   | 同居・その他                         |                     |                | 0             |                                     |
|                                   | 5 〃    |         | 昭和40.5.8   | 同居・その他                         |                     |                | 0             |                                     |
| C<br>障害者                          | ① 障害者  | 区分      | 該当者        | 本人                             | 控除対象配偶者             | 扶養親族           |               |                                     |
|                                   |        | 一般の障害者  |            |                                |                     | (1人)           |               |                                     |
|                                   |        | 特別障害者   |            |                                |                     | (人)            |               |                                     |
|                                   |        | 同居特別障害者 |            |                                |                     | (人)            |               |                                     |
| D<br>他の所得者が控除を受ける扶養親族等            | 氏名     | あなたとの続柄 | 生年月日       | 住所又は居所                         | 異動月日及び事由            | 氏名             | 所得者所又は居所      |                                     |
|                                   | 佐藤 勝   | 子       | 平成11.10.15 | 東京都板橋区大山東町35-1                 |                     |                |               |                                     |

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成10年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成3年1月2日～平成7年1月1日生)の場合に○を付けます。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和19年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。  
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」  
②その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成24年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

| (住民税に関する事項)<br>16歳未満の扶養親族(平成10.1.2以後生) | 氏名     | あなたとの続柄 | 生年月日       | 住所又は居所         | 平成25年中の所得の見積額 | 異動月日及び事由(平成25年中に異動があった場合に記載してください。) |
|----------------------------------------|--------|---------|------------|----------------|---------------|-------------------------------------|
|                                        | 1 佐藤 勝 | 子       | 平成11.10.15 | 東京都板橋区大山東町35-1 | 0円            |                                     |
|                                        | 2 〃    |         |            |                |               |                                     |
|                                        | 3 〃    |         |            |                |               |                                     |

- ◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

年齢16歳未満(平成10年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。